

一般社団法人安佐薬剂师会
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人安佐薬剤師会（以下、「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を広島市に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本薬剤師会（以下、「日本薬剤師会」という。）、公益社団法人広島県薬剤師会（以下、「広島県薬剤師会」という。）、更に近隣地域及び職域の薬剤師会並びに医師会、歯科医師会、行政等との連携のもと、薬剤師の倫理の高揚及び学術の振興を図り、薬学及び薬業の進歩発展を図ることにより、地域の医療、介護並びに福祉の普及、発展を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 薬学及び薬業の進歩、発展に関する事業
2. 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
3. 会員の学術技能の研鑽及び資質の向上に関する事業
4. 会員の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
5. 公衆衛生及び薬事衛生の普及・啓発・指導に関する事業
6. 地域医療への貢献並びに医療安全の確保に関する事業
7. 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
8. 学校保健・安全に関する事業
9. 薬学生の教育に関する事業
10. 日本薬剤師会及び広島県薬剤師会等との連携、協力並びに支援に関する事業
11. 薬事法その他法律等に係る試験検査に関する事業
12. 薬局の開設・運営、医薬品の備蓄及び医薬品情報に関する事業
13. 会員の福利厚生事業
14. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 本会は、次の者から構成する。

正会員 薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し入会した者

準会員 正会員に属さない薬剤師であって、本会の目的及び事業に賛同し、入会した者

賛助会員 薬剤師ではないが、本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体

特別会員 薬剤師ではないが、薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者で本会の目的及び事業に賛同し入会した者

名誉会員 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者として理事会で名誉会員とすることを決議した者

2 準会員、賛助会員及び特別会員の入会手続きは、社員総会において別に定める。

(正会員の資格の取得)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、代表理事の承認を得なければならない。入会手続きは、理事会において別に定める。

2 正会員は、広島県薬剤師会及び日本薬剤師会の正会員である者とする。

(会員の義務)

第8条 会員は、薬剤師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、この定款に定める事項及び第5章に規定する社員総会の決定事項を遵守する義務を負う。

3 会員は、本会の事業活動によって経常的に生ずる費用に充てるため、所定の会費及び負担金等（以下、「会費等」という。）を本会に支払う義務を負う。

4 会費等の額及び支払方法等は、社員総会において定める会費規程による。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において定める退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名等)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。ただし、正会員の除名については、社員総会の決議を経なければならない。

(1) この定款に定める事項及び第5章に規定する社員総会の決定事項を遵守する義務を履行しないとき

(2) 薬剤師としての倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を

棄損したとき

- (3) 第8条第3項に規定する会費等の支払いを怠り、督促を受けた後、1年を経過してもなお支払わないとき
 - (4) その他除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その社員総会の開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ当該社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第11条 会員は、第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 死亡したとき
 - (2) 正会員が広島県薬剤師会又は日本薬剤師会の会員の身分を失ったとき
- 2 前条により会員の資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 社員

(社員)

- 第12条 本会は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

第5章 社員総会

(構成)

- 第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次に掲げる事項について決議する。
- (1) 正会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 会長候補者の選出
 - (4) 各事業年度の事業報告及び収支決算報告
 - (5) 定款の変更
 - (6) 会員規程及び会費規程の制定及び改廃
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (9) その他社員総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会長は、社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しななければならない。ただし、緊急の場合は、1週間前まで短縮することができる。
- 3 正会員総数の5分の1以上の同意を得た正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集を通知しなければならない。

(議長の選出)

第17条 社員総会に、議長及び副議長を各1名置く。

- 2 議長及び副議長は、社員総会において正会員の中から選出する。
- 3 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総正会員の過半数の正会員が出席し、出席した正会員数の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席を要し、総正会員数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使をすることができる。

- 2 前項の場合、前条の適用については出席した者とみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 社員総会の議長及び議長が出席正会員の中から指名した議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員を設置)

第22条 本会に次の役員を置く。

理事10人以上20人以内

監事2人以内

- 2 理事のうち、1人を会長、4人以内を副会長とするものとし、残る理事のうちから1人を専務理事、若干名を常務理事とすることができる。
- 3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事を選任は、社員総会の決議によって行う。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項の会長は、社員総会の決議によって選出された会長候補者から選定することができる。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名と、その配偶者又は三親等内の親族、その他法令で定める特別の関係のある者の理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき又は欠けたときは、理事会が決めた順位により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会の旨を受けて会務を掌理し、会長及び副会長ともに事故あるとき又は欠けたときは、その業務の執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事会の旨を受けて担当業務を分担掌理し、専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第27条 役員は、社員総会の決議によって、解任することができる。

(顧問及び相談役)

- 第28条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、その任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
 - 3 顧問及び相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
 - 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
 - 5 前項の規定にかかわらず、顧問及び相談役のうち、法律的、経理的技術を有する専門家に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。ただし、その報酬額は、理事会の決議を経なければならない。

(責任の免除)

- 第29条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総社員の同意がなければ免除することができない。
- 2 前項の責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した会長（会長に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 常務理事会

(常務理事会)

第37条 本会に常務理事会を置く。

- 2 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。

- 3 常務理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会に付議及び報告すべき事項の検討
 - (2) 理事会が常務理事会に付議した事項の検討
 - (3) 会長より付議された事項の検討
- 4 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 常務理事会の議長は、会長がこれに当る。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席した業務執行理事の互選により議長を選定する。
- 6 常務理事会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(常務理事会の権限)

第38条 前条の規定にかかわらず、理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を常務理事会に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 一般法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

第9章 協力機関

(日本薬剤師会等との協力)

第39条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会、広島県薬剤師会及びその他関係団体を協力団体とすることができる。

- 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。
- 3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 部会及び委員会

(職能部会)

第40条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、本会内に業務分掌として、理事会の承認を得て職能部会を置くことができる。

- 2 職能部会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会)

- 第41条 本会の会務及び事業の円滑な運営を図るため、必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、正会員、準会員、賛助会員及び学識経験者のうちから理事会において選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(会計原則)

- 第43条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理及び運用)

第44条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業報告及び決算)

- 第45条 会長は、毎事業年度終了後に次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に提出するものとする。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 定時社員総会においては、前項第1号及び第2号の書類はその内容を報告し、前項第3号から第5号までの書類は、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類と監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 事務局

(事務局の設置)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て会長が任免することができる。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第15章 附則

(最初の事業年度)

第52条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月末日までとする。

(設立時理事及び設立時代表理事)

第53条 記載せず

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第54条 記載せず

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。